

北本市社会福祉協議会ボランティアセンター  
ボランティア登録基準

(目的)

第1条

北本市社会福祉協議会ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)がボランティアの育成、活動支援を行うため、ボランティア活動を行う団体及び個人の登録基準を次の通り定めるものとする。

(登録要件)

第2条 ボランティアセンターに登録しようとする団体及び個人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 北本市内を主な活動地域とし、自発的にボランティア活動や市民活動に取り組むこと。
- (2) 公益性や社会性のあるボランティア活動や市民活動の取り組みを目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的とせず、法令、公序良俗等に違反していないこと。
- (3) 社会福祉協議会並びにボランティアセンターの事業に連携、協力ができること。
- (4) 団体の登録については、次の要件を満たさなければならない。
  - ア 団体における代表者が明確になっており、活動内容を公表できること。
  - イ 団体構成員向けの互助活動のみを行う団体ではないこと。

2 前号の要件を全て満たさない団体でも、活動目的、内容により、北本市ボランティアセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)が特に認める場合には、登録の対象とする。

(登録期間)

第3条 毎年度4月1日を登録基準日とし、翌年3月31日までの1年間とする。ただし、基準日後に登録申請した場合は、登録申請日から登録年度末(3月31日)までとする。

(登録の手続き)

第4条 北本市ボランティアセンターに登録する団体及び個人は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 団体登録の手続き
  - ア ボランティア団体登録・更新申請書(様式第1号)
  - イ 会則またはそれに準ずるもの
  - ウ 会の活動内容がわかる書類(前年度の活動報告書、当年度の活動計画書等)
  - エ 会員名簿
- (2) 個人登録の手続き
  - ア ボランティア登録申請書(様式第2号)

(登録変更手続き)

第5条 北本市ボランティアセンターに登録した内容を変更する場合は、ボランティア登録変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第6条 次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録した団体または個人から、登録を取り消す旨の申し出があったとき。
- (2) 登録した団体または個人の存在が確認できないとき。
- (3) 第2条に定める要件に欠けたとき。
- (4) ボランティアセンターの名誉を毀損し、またはその趣旨に反した活動があったとき。
- (5) その他、この基準と照らし、運営委員会が登録を不適切であると認めたとき。

(登録者への支援内容)

第7条 ボランティアセンターは登録した団体または個人に対して、次の支援を行う。

- (1) ボランティア活動及び市民活動に関する情報提供。
- (2) ボランティア活動及び市民活動に関する相談及び助言。
- (3) 登録団体または個人の活動等の広報。
- (4) 福祉用具や機器の貸し出し。
- (5) その他、ボランティア活動に必要な支援。

(個人情報の取り扱い)

第8条 登録に関して知りえた個人情報については、社会福祉法人北本市社会福祉協議会個人情報保護規定に基づき適切に管理及び取り扱うものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。